

議案第 28 号	三田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
介護保険課	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う介護保険法の一部改正により、これまで政令で定めていた指定介護予防支援等の事業に関する人員等の基準について条例で定めることとされたため、当該条例を制定しようとするもの。

【制定趣旨】

介護保険法の改正に伴い、現在、厚生労働省令で定めている指定介護予防支援等の事業に関する人員等基準が、市町村の条例で制定することとなったため、当該条例を制定しようとするもの。

【根拠法令】

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 24

【制定内容】

- (1) 定義
- (2) 基本方針
- (3) 人員に関する基準
- (4) 運営に関する基準
- (5) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- (6) 基準該当介護予防支援に関する基準

○三田市独自基準について

本市に所在する指定介護予防支援事業所においては、省令に定める基準に従い適切な運営がなされていると判断し、基本的に省令で定める基準に従い条例を定めることとしたうえで、①利用者の安全、安心の確保、②介護予防支援費の適正な給付という観点から、三田市の独自基準を定める。

(ア)暴力団との関係

・運営規程に追加

「前項の運営規程には、同項に定めるもののほか、指定介護予防事業者は、その役員等（法第 70 条第 2 項第 6 号に規定する役員等をいう。以下同じ）が暴力団員（三田市暴力団排除条例（平成 24 年三田市条例第 9 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当しない旨等を記載した誓約書を添付しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第 6 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、当該役員等が暴力団員であるか否かについて、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。」

(イ)記録の整備（保存期間）

・記録の整備の一部を変更

「次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。」

【施行期日】

平成 27 年 4 月 1 日